

事 務 連 絡

平成26年5月12日

燃油価格高騰緊急対策担当者 殿

一般社団法人 日本施設園芸協会

燃油価格高騰緊急対策のうちリース導入支援事業における天災により
事業中止等を行う場合の事務手続きについて

リース事業実施主体は、天災によりリース物件等が破損し、下記に該当する場合は一般社団法人日本施設園芸協会要領（以下「要領」という。）の第18条第2項第1号及び同条第2項第3号に基づき、支援対象者経由で事業実施者にリース契約変更申請書等の提出をお願いします。

また、要領の第18条第2項第3号の「なお」書きにより、「事業実施者がリース事業実施主体に正当な理由があると認める」場合は、補助金返還の対象となりません。補助金返還の有無については別紙を参照して下さい。

補助金返還の有無に関わらず、リース事業実施主体は、事業中止等とする場合、変更した省エネルギー取組計画を支援対象者に提出する必要があります。

なお、リース物件等の全損により、リース契約の解除をしている場合にあっては、再度、本対策への取組が可能になります。

記

- (1) リース契約を解約又は解除（一部の解約又は解除を含む）【別紙①、②】
- (2) リース物件の移動により本対策を継続（受益農家が所有する別のハウスに設置）【別紙③】
- (3) リース事業実施主体を変更して本対策を継続（受益農家の変更）【別紙④】
- (4) ハウスの再建、他者への貸し出しにより、リース物件を活用するが、本対策の取組に参加しない。【別紙⑤】

燃油価格高騰緊急対策のうちリース導入支援事業における天災により事業中止等を行う場合の事務手続きについて

事務手続き			備考
ケース	補助金返還の有無	根拠	
リース物件が破損 (修理不可能かつ収益なし)	無	一般社団法人日本施設園芸協会要領第2節第18条の2の(3)「リース事業実施主体のうち受益農家とリース事業者のいずれかが、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合には、既に交付された補助金の全部又は一部を返還するものとする。 なお、事業実施者が当該リース事業実施主体に正当な理由があると認めるときはこの限りでない。」 ア リース契約を解約又は解除したとき。 イ リース期間中に経営を中止したとき。 ウ リース期間中にリース物件が消滅又は消失したとき。 以下略	「なお」書き以降の「事業実施者が当該リース事業実施主体に正当な理由があると認めるときはこの限りでない。」により、本対策の終了を証明する被災証明書の提出が必要。 ※ 補助金返還の可能性があるため、リース契約を解約又は解除する際、損害保険等による収益が出ないよう注意。 ※ リース物件が破損(修理不可能かつ収益なし)した場合には限り、本対策の取組への申請が再度可能。
リース物件が破損 (リース物件は無事)	無	①の根拠と同様	①の備考と同様
リース物件の移動により本対策を継続 (受益農家が所有する別のハウスの設置)	無	一般社団法人日本施設園芸協会要領第2節第18条の2の(1)「リース期間中にリース契約の記載内容を変更した場合、別紙様式4号により、協議会に対してリース契約の変更を届け出るものとする。」	受益農家の省エネ取組計画の変更が必要 また、移動にかかると認められる経費については補助の対象外であることに注意。 ※ 支持対象者は、受益農家の省エネ取組計画の変更に伴い、省エネ推進計画の変更承認申請を行い、現在の省エネ推進計画と同等以上の燃油削減率となるよう、努めること。
リース事業実施主体を変更して本対策を継続 (受益農家の変更)	無	③の根拠と同様	③の備考と同様
ハウスの再建、他者への貸し出しにより、リース物件を活用するが、本対策の取組に参加しない。	補助金返還:有	①の根拠と同様	リース物件を本対策の目的外使用をする場合は、補助金返還の対象となる為、要相談。

留意事項

※ 本対策のリース事業中止等の届け出を行う際は、参考様式第①号(第18条第2項第1号関係)

- により、リース契約変更届けを提出すること。
- なお、以下の点に留意すること。
- ①「〇年〇月〇日の〇書等による、変更届」等を明記。
- ②写真等で、被災前にリース物件が設置されたことが確認できる資料を添付。
- ③被災証明書(写しで可)等、被災したことが確認出来る資料を添付。